

協議第48号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて提出する。

平成16年9月11日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	13	事務組織及び機構の取扱いについて
<p>新町の具体的な組織及び機構は、次に掲げる方針に基づき、合併の日までに整備する。</p> <p>なお、行政区域が広がることから、支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担うものとする。</p> <p>(1) 住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構 (2) 住民にわかりやすく利用しやすい簡素で効率的な組織・機構 (3) 地方分権や新たな課題に即応できる組織・機構 (4) 新町まちづくり計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構 (5) 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議